

入学料・授業料免除申告

番号	区分	本学独自の 免除制度	対象者	現在の状況	
①	修学支援 新制度	×	修学支援新制度 認定済み	給付奨学金： 決定者	支援区分：第Ⅰ区分 支援区分：第Ⅱ区分 支援区分：第Ⅲ区分
②					支援区分：第Ⅱ区分 支援区分：第Ⅲ区分 「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期)希望者」
③			修学支援新制度在学 採用申請予定者	給付奨学金：大学 入学後（4月以 降）申請する者	入学料徴収猶予 (入学料の納付延期)希望しない者 ※詳細はしおりで確認ください。
④					「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期)希望者」 ※詳細はしおりで確認ください。
⑤			修学支援新制度の 対象外者	給付奨学金： 不採用者、 要件外者	「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期)希望者」
		経済的理由	「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期)希望者」		
⑥	修学支援 新制度 ＋ 災害	○	修学支援新制度在学 採用申請予定者 ＋ 災害枠	給付奨学金：大学 入学後（4月以 降）申請する者	全壊 大規模半壊 半壊又は床上浸水
⑦			修学支援新制度認 定済み ＋ 災害枠	給付奨学金： 決定者	Ⅰ区分 Ⅱ区分 Ⅲ区分
⑧	災害枠	○	修学支援新制度の 対象外者 ＋ 災害枠	給付奨学金： 不採用者、 要件外者	全壊 大規模半壊 半壊又は床上浸水
⑨			学資負担者の死亡等 (入学前1年以内に限 る)	災害救助法が適用された自然災害で、入学前1年以内において、学資負担者が死亡（含行方不明）した場合 ※給付奨学金決定者（支援区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）で大学入学後（4月以降）申請予定者は、申請のしおりを確認して該当する書類を提出してください。	
⑩	学資負担者の 死亡等	○	学資負担者の死亡等 (入学前1年以内に限 る)	入学前1年以内において、学資負担者の死亡、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受けた場合 ※給付奨学金決定者（支援区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）で大学入学後（4月以降）申請予定者は、申請のしおりを確認して該当する書類を提出してください。	
⑪	私費外国人 留学生	○	私費外国人留学生		

※１）表中の本学独自の免除制度「×印」対象者は本学独自制度の免除制度には申請できません。

※２）入学料徴収猶予（入学料の納付延期）は入学料を免除するものではありませんので、入学料を納付しなければなりません。